

2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

【到達目標】

- 修士課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は専門性を要する職業等に必要な能力を育成する。
- 博士後期課程は、豊かな学識を養い、自立した研究活動を行える研究者・高度な業務を遂行できる専門職などに必要な能力を育成する。

【現状説明】

①教育課程

(大学院研究科の教育課程)

本学大学院は、グローバルな視野と専門分野における高度な学識と技術を持ちつつ、地域において研究、教育、行政的活動等の中心となって活動できる人材の養成に主眼をおいている。大学院は、健康福祉学研究科に、医療福祉情報学専攻修士課程、保健福祉学専攻博士前期課程および後期課程、食品栄養学専攻博士前期課程および後期課程がある。

各専攻課程別の授業科目は表1のごとくである。修士課程では特別研究(研究指導)8単位を含めて30単位以上、博士後期課程では特殊研究12単位を含めて20単位以上の習得を求めているが、原則として最初の1年間に講義や演習科目を取得し、2年目には研究に専念できる体制にした。また、各専攻はそれぞれ、学生の希望進路別に選択を勧める科目の履修モデルを示すと共に、入学後1週間以内に指導教員と相談して履修科目の申請をする定めとしている。

修士課程においては独立して研究を行える能力を持って、大学等の教員、公立や企業の研究所職員、行政や地域における保健福祉職のリーダー等としての活躍を期待している。博士後期課程では、教育・研究の指導のできる高度の専門家を期待しているので、入学希望者の選抜の時点から将来性を判断するとともに、教育課程においてもカリキュラムや研究指導に工夫し、努めている。同課程では研究内容に合わせた最小限の講義科目(2科目)を初年度に他の教員との交流・指導の機会を兼ねて履修し、以後は指導教員の下で研究と論文の作成に専念する体制とした。

表 1 専攻課程別の授業科目

医療福祉情報学専攻修士課程		
区分	分野	科目名
必修科目	医療福祉系	保健福祉学特論、社会福祉研究方法論、基礎医学特論、臨床医学特論
	情報系	医療情報学特論、医療情報学特論演習、健診情報特論、健診情報特論演習
選択科目	医療福祉系	国際保健学特論、医療福祉安全特論、健康科学特論、健康福祉住環境特論、医療経済学特論
	情報系	生体画像情報学特論、健康情報学特論演習、画像処理特論演習
特別研究		医療福祉情報学特別研究

保健福祉学専攻博士前期課程		
科目区分	科目名	
必修科目	保健福祉学総論	
	社会福祉研究方法論	
選択科目	保健福祉政策系	社会福祉発達史特論
		社会政策・社会保障特論
		保健福祉経済特論
		保健福祉調査特論
		保健福祉学特論Ⅱ
		保健福祉学特論Ⅲ
	保健福祉援助系	ソーシャルワーク特論
		高齢者保健福祉特論
		子ども家庭保健福祉特論Ⅰ
		子ども家庭保健福祉特論Ⅱ
		障害者保健福祉特論
		精神保健福祉特論Ⅰ-A
		精神保健福祉特論Ⅰ-B
		精神保健福祉特論Ⅱ
		保健福祉学特論Ⅰ
		特別研究

保健福祉学専攻博士後期課程	
科目名	
保健福祉学研究	
社会保障論研究	
子ども家庭保健福祉学研究	
保健福祉疫学研究	
社会福祉政策学研究	
保健福祉調査研究	
障害者保健福祉学研究	
発達保健福祉学研究	
精神保健福祉学研究	
保健福祉住環境学研究	
医療福祉情報学研究	
保健福祉情報システム学研究	
特殊研究	

食品栄養学専攻博士前期課程		
科目区分	科目名	
必修科目	食品栄養学特論	
選択科目	食品科学系	食品学特論
		応用食品学特論
		食品安全学特論
		調理機能学特論
		食品科学総合演習
	栄養科学系	栄養学特論
		分子生物学特論
		栄養生化学特論
		臨床栄養学特論
		栄養教育学特論
		保健情報学特論
		予防医学特論
		栄養科学総合演習
	特別研究	食品栄養学特別研究

食品栄養学専攻博士後期課程
科目名
調理機能学研究
機能性食品学研究
食品学研究
栄養教育学研究
臨床栄養学研究
食品機能学研究
栄養生化学研究
食品安全学研究
応用食品学研究
保健情報学研究
特殊研究

平成 20 年 10 月現在で、修士課程は 2 回の卒業生を送り出し、博士後期課程は 2 学年が在学中であるが、修士卒業生はいずれも地域で活躍しており、在学中の学習を生かしていると考えられ、在学生には教員等の社会人も多いため、地域社会で活躍できる人材の養成を期する現在の教育・研究指導内容はこれまでのところ有効であったと考えられる。また、博士後期課程への入学者は現職の大学教員が多く、本学修士修了者の進学は少ない。本学では当面、博士課程一貫制を考慮する必要はないものとする。博士後期課程は、現在 2 年目に入る時点なので、2 年次、3 年次の教育システム・プロセスは状況を見ながら進めていく段階である。

本学大学院では、開学当初から社会人の入学を想定していた。夜間や週末の開講は図書館を含む事務系の負担が大きいため行うことができなかったが、講義日を週 1 日程度とし、春、夏の休暇時の集中講義と合わせて必要単位が取れるようにしている。また保健福祉学系の研究では、社会人である学生の職場関係で調査ができるように企画することやメールでの指導も行われている。

(授業形態と単位の関係)

科目における授業形態は講義形式になっているが、学生数は多くても数人、少なければ 1 人であるので、各種資料を準備して講義と討議を組み合わせている。単位の計算法は、講義

と演習については 15 単位時間をもって 1 単位、実習については 30 単位時間をもって 1 単位としている。必修、選択合わせて 2 年間に 22 単位以上、論文作成を含めた研究指導（特別研究）は、論文が完成した時点（2 年間）で 8 単位である。授業科目、必修、選択の別は専攻ごとに定められている。

（単位互換、単位認定等）

本学大学院学則では、外国を含め他大学院とあらかじめ協議の上で 10 単位以内の単位互換が可能と定めてある。単位互換を行うには、一方の大学にない科目の専門教員が連携大学におり、その科目を履修することが学生にとって不可欠であるという条件が双方にあって成立するが、これまでのところこうしたケースがなく、交渉が行われていない。

入学前の既修得単位認定についても学則で定めており、申請に応じて研究科委員会で善処している。

（社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

本学では、特に大学院設置基準第 14 条特例の実施は謳っていないが、社会人が勉学できるためのカリキュラムや研究指導体制は、前述の通り積極的に行っている。これまでのところ、修士課程の学生の約半数、博士後期課程の学生のほとんどが社会人であるが、勉学、研究に支障は出ていない。

外国人留学生は、未だ該当者がいないが、身元が確実で、かつ大学院での勉学、研究に応じられる力のある希望者があれば、入学を許可し、生活面を含めて指導・支援する方針である。

② 教育効果等

（研究指導等）

修士課程・博士後期課程とも、入学時に指導教員を定めて研究指導を開始し、初年度末の 3 月に論文題目及び研究方法等を研究科長に提出することになっている。また、修士、博士後期課程とも 2 年目からは年 2 回以上の研究中間発表会を専攻ごとに行い、学内での公開とし、他専攻の教員を含めた質疑応答を行って研究指導の場としている。

研究題目や指導教員の変更は、要望や必要が生じれば各専攻ごとに善処するとともに研究科委員会で認める体制となっている。

研究分野や指導教員の変更についての学生からの要望はこれまでのところないが、在学中に要望や必要が生じれば、各専攻内で善処し、研究科委員会が認める体制となっている。学生が社会人の場合は、勤務先で調査研究がしやすいテーマを選んだり、メールで随時指導を行うことを実施している。

本学では大学院の定員が少ないので、各科目の受講生は 1 名から数名であり、科目の担当教員もそれぞれの学生の履歴や志望進路を知っているので、それに合わせた教材の選択や相

互討議等を行うよう努めている。

(教育効果の測定)

修士課程・博士後期課程とも、1年次には講義・演習科目の中で討議を行い、直接の指導教員に限らず学生の知識や研究について判断し、助言を与えるようにするとともに、研究の中間発表会には質問や助言を通じて教育効果を測定するようにしている。

教育効果の客観的指標の一つは、終了後の活動状況であるが、2年間で、在学中からの職場（社会人として入学）を含め、後期課程への進学1人、大学教員2人、専門学校等学校教員4人、病院職員4人、自治体職員2人、会社研究職2人、その他2人であった。卒業後に修士論文の学術雑誌への投稿などにも努めており、今後の研究への意欲も認められる。

(成績評価法)

講義（特論）・演習の成績は、担当教員により点数で評価するシステムをとっており、講義時間中の質疑応答や討議を通じて学生の理解と資質向上を評価しているが、評点については担当教員に任されている。修士論文については主査、副査による審査（学力についての最終試験を含む）を行い、論文発表会は学内公開とするとともに参加者の質疑も受けており、研究発表、質疑応答内容を通じすべての大学院担当教員が評価を行う場としている。

(教育・研究指導の改善への組織的な取り組み)

シラバスは研究会全体で統一した形式とし、講義内容と計画が把握できるようにしている。

教育・研究指導の改善については、修士課程完成後1年を経た時点で、専攻長を通じて各専攻の教員、在学生、卒業生から意見を求め、今後の改善に向けての組織的取り組みを始めたところであり、今後とも定期的実施する。学生の人数が少ないため、学部学生の場合のように無記名での調査は困難だが、積極的、かつ妥当な意見が寄せられている。平成20年3月に実施した折の学生からの希望事項は、研究室の位置関係を含めた整備、必修科目の見直し、学生・卒業生同士の連絡網づくり等であった。これらについては現在検討、対応中である。

修士課程については、卒業生が出た時点で、異動した教員の補充と教育の充実を図る目的で、講義（特論）の見直しを行い、一部教員の交代や補充に対応して科目名の変更やシラバス内容の変更を行った。

③国内外における教育・研究交流

国内については、教員だけでなく大学院生もそれぞれの専門学会への参加、発表を行っているが、とくに本学教員が主催する全国的学会をこの2年間に4回行うことができた。文部科学省や厚生労働省の研究費等による研究班に参加しての研究交流も行っている。

国外との研究交流も、国際化への対応と国際交流の推進の重要性から積極的に進める方針

であり、これまでも情報学、疫学、栄養学等の専門学会への参加や地域福祉の外国専門学者の招聘に際しての支援等を行った。今後はさらに推進するよう努める。

④学位授与・課程修了の認定

(学位授与)

修士課程（博士前期課程）修了の認定は、2年間以上在学し、講義・演習の所定の単位を取得した上、主査（通常は指導教員）と副査（1名または2名）による修士論文審査と最終試験に合格したことを、研究科委員会で確認して認定している。

修士の学位は、研究科委員会で認定した上で授与が決定される。論文内容の基準としては、本邦においては新しい研究方法を用いていること、新知見のある研究であること、各専門分野で有用な内容であることとしている。

博士の学位については、世界的に見て新しい知見があり、専門学会で認められる研究であること、保健福祉学分野では学術的に優れた単著論文集（単行本）が刊行できる内容であることを想定している。

本学では未だ博士課程の修了者を出していないが、2回の修士課程修了者についての経験では、これらの基準を満たしていたものと考えている。

学位審査の透明性・客観性を高めるためには、研究の最終発表会を学内で公開して行い、参加者の質疑も行えることとしており、最終審査には指導教員の他に副査をおいて審査に当たっている。本学では、上記以外の課程修了の方式はない。

【点検・評価】

本学は、平成20年3月末現在、2回の修士課程修了者を卒業させたところで、大学院教育の経験は浅いが、これまでのところ社会人学生の教育を含めて大きな支障は起きていない。また、修士修了者の卒業後の社会における活躍状況、博士後期課程への入学者の状況（ほとんどが現職の大学教員）でみる限り、本学大学院の人材養成の目標に合致した状況にあり、この点は評価できる。

本学大学院としては、年一年と経験を積み、担当教員と学生からの要望事項を踏まえながら逐一点検評価の上、改善につなげていく必要がある。

【将来の改善に向けた方策】

現在の教員と学生の要望として挙げられている事項のうち、学生の研究環境、必修科目の再点検、社会人学生（週の内1、2回しか登校できない状況にある者）への日常的連絡システムの構築等については、平成20年度中に検討し、対応可能な事項から改善する予定である。